

## 門真市における敷地外緑地等に関する運用基準

(趣旨)

- 1 この基準は、工場立地法運用例規集（以下「運用例規集」という。）2-2-3②に規定する敷地外緑地等の適用に係る基準を定めるとともに、当該基準の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 2 この基準で使用する用語の意義は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）、工場立地法施行令（昭和49年政令第29号）、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号）、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「準則」という。）及び運用例規集の例による。

(敷地外緑地等の適用基準)

- 3 運用例規集2-2-3②の規定における工場等の敷地外の土地に設置される緑地等（以下「敷地外緑地」という。）の整備が当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認める基準は、次の各号のいずれにおいても該当することとする。

- (1) 当該敷地外緑地等により、実質的に緑地等に係る準則が満たされること。
- (2) 当該敷地外緑地等が、本件認定に係る当該工場等の変更に際し整備される又は指定されるものであり、かつ、当該工場等の設置者が設置及び維持管理にかかる費用を負担するものであること。
- (3) 当該敷地外緑地等の整備が、次のいずれかに該当することにより、工場等周辺地域の生活環境の保持に寄与すると認められるものであること。

ア 広く市民に公開される緑地等であって、散策等により一般利用に供されるもの

イ 一般の用に供される道路に接する緑地等であって一般市民の視点から緑地景観の向上に寄与するもの

ウ その他市長が住環境との調和に資するものとして特に認めるもの

(設置場所)

- 4 3の認定に係る敷地外緑地等は、門真市内に設置するものとする。

(敷地外緑地等の届出時の担保)

- 5 当該敷地外緑地等を設置する敷地の所有者が当該工場等以外の者であるときは当該工場等と敷地外緑地等の敷地所有者との契約等により、当該敷地外緑地等として使用されることが担保されるものとする。

(設置の届出)

- 6 運用例規集 2-2-3②の適用を受けようとする者は、法の定める届出とともに、市長に対し「敷地外緑地等設置届出書」(様式第1号)を提出するものとする。

(変更等の届出)

- 7 6に規定する届出書を提出し、運用例規集 2-2-3②の規定の適用を受けた者は、その届出の内容に変更があったとき又は当該規定の適用を受ける必要がなくなったときは、法の届出とともに、市長に対し「敷地外緑地等(変更・廃止)届出書」(様式第2号)を提出するものとする。

(事前相談)

- 8 6及び7の届出をしようとする者は、市長に対し事前に相談を行うものとする。

(委任)

- 9 この運用基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この運用基準は、令和4年7月1日から適用する。

様式第 1 号（運用基準 6 関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

届出者 

（担当者）	{	氏名又は名称及び住所並びに法人
		にあつてはその代表者の氏名

  
電話（ ）（ ） 番

敷地外緑地等設置届出書

門真市における敷地外緑地等に関する運用基準 6 の規定により、次のとおり届け  
出ます。

記

敷地外緑地等の概要等

- (1) 敷地外緑地等の概要等の説明（敷地内に緑地等を設置できない理由を含め記  
載。）
- (2) 当該敷地外緑地等の土地の権利形態（所有、借地等の別とその内容を記載。ま  
た、根拠書類の写しを添付のこと。）
- (3) 当該敷地外緑地等の管理の形態（単独、委託、他者との共同等の別とその内容  
を記載。また、根拠書類の写しを添付のこと。）

様式第2号（運用基準7関係）

年 月 日

門真市長（ ）様

届出者 

（担当者）	{	氏名又は名称及び住所並びに法人
		にあつてはその代表者の氏名

  
電話（ ）（ ） 番

敷地外緑地等（変更・廃止）届出書

門真市における敷地外緑地等に関する運用基準7の規定により、敷地外緑地等（変更・廃止）しますので次のとおり届け出ます。

記

敷地外緑地等の概要等

- (1) 敷地外緑地等の概要等の説明（敷地内に緑地等を設置できない理由を含め記載。）
- (2) 当該敷地外緑地等の土地の権利形態（所有、借地等の別とその内容を記載。また、根拠書類の写しを添付のこと。）
- (3) 当該敷地外緑地等の管理の形態（単独、委託、他者との共同等の別とその内容を記載。また、根拠書類の写しを添付のこと。）

（記載要領）

- ①変更の場合は、変更箇所を下線を付すこと。
- ②廃止の場合は、「敷地外緑地等の概要等」の記載は不要。